相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市南松本一丁目二〇二二番地、最後の住所長野県松本市寿北七丁目二二番六六号県営住宅　被相続人　亡　白川　輝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月三十日

長野県松本市沢村三丁目四番四七号　コンフォール沢村ビル二〇二

相続財産管理人　司法書士　矢島　裕二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市緑が丘二丁目九七番地一八、最後の住所長野県上田市上野一三二八番地七ステージ伊勢山一〇五号

被相続人　亡　西澤　俊雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月三十日

事務所長野県上田市中央西一丁目一三番四号　相続財産管理人　弁護士　大島　忍

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県北安曇郡白馬村大字北城七三三一番地、最後の住所長野県松本市深志三丁目七番三五号　被相続人　亡　内川　妙子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月三十日

長野県松本市庄内二の一の一九宏栄ビル二〇一

相続財産管理人　弁護士　澤地　雅弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

岐阜県土岐市下石町八四七番地、最後の住所岐阜県土岐市土岐津町土岐口一五〇三―一三

被相続人　亡　鵜飼　孝廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月三十日

事務所岐阜県多治見市宮前町二丁目四六番地　相続財産管理人　弁護士　小川　賢二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市清水区原四七一番地一四、最後の住所静岡県静岡市清水区原四七一番地の一四　被相続人　亡　大多和安則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月三十日

静岡県静岡市葵区北安東二丁目二二番一八号　メゾネットF棟、事務所静岡県静岡市葵区清閑町一四番一号　RS―CLUB GOLD二〇一

相続財産管理人　山本　剛史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県知立市牛田町東裏九二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　野村由佳司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月三十日

愛知県安城市御幸本町一一番二七号第二大嶽ビル三階

相続財産管理人　弁護士　深津　茂樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市河芸町千里ケ丘六九番地一、最後の住所三重県松阪市豊原町四五番地五五

被相続人　亡　横守　大志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月三十日

事務所三重県津市栄町二丁目四六六番地　楠井法律事務所　相続財産管理人　弁護士　楠井　嘉行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県高岡市千石町一六七番地、最後の住所千葉県佐倉市井野一三七二番地七八

被相続人　亡　早瀬伊通子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月三十日

京都市左京区岩倉三宅町三七六番地一〇　相続財産管理人　隅田　正彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府高槻市高見台一〇番、最後の住所大阪府高槻市高見台一〇番一〇号

被相続人　亡　渡辺　素子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月三十日

大阪市北区西天満五丁目一番三号南森町パークビル六階

相続財産管理人　弁護士　斎藤　英樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知市種崎一〇七番地、最後の住所高知市朝倉丙一六五三番地一二朝倉病院

被相続人　亡　田所　郁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月三十日

高知市小津町八番一二号　相続財産管理人　勢田　博之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県直方市大字上頓野一九〇九番地、最後の住所福岡県直方市大字上頓野二五〇一番地　被相続人　亡　髙松　信子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月三十日

事務所福岡市中央区赤坂一丁目一一番一三号　相続財産管理人　宮崎　浩平

無縁墳墓等改葬公告

永代供養のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十七年四月三十日

一、墳墓等所在地　徳島県阿波市土成町大字郡字郡原二〇三―二番、二〇三―一番、二四三番一、墳墓等の名称　不詳

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　徳島県阿波市土成町大字郡二〇〇　前田和正

第５期決算公告　平成27年４月30日

東京都千代田区丸の内二丁目４番１号
丸の内ビルディング26階

ハーバーベスト・パートナーズ・ジャパン株式会社

代表取締役
ジョージ・アール・アンソン

貸借対照表の要旨

（平成26年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	135,093,422
	固定資産	62,709,385
	合計	197,802,807
負債及び純資産の部	流動負債	179,511,187
	株主資本	18,291,620
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	8,291,620
	その他利益剰余金	8,291,620
	（うち当期純損失）	(4,720,850)
	合計	197,802,807